

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の

一部を改正する条例

1 改正内容

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）の一部改正等に伴い、規定を整備する。

- (1) 出生時両立支援制度等及び育児期両立支援制度等に係る規定の追加（第16条の6）

ア 任命権者は、妊娠等の申出をした職員に対し、仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）に係る周知を行うとともに、出生時両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）及び子の出生後に発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る意向を確認するための措置を講じなければならない旨を定める。

イ 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）に係る周知を行うとともに、育児期両立支援制度等の請求等及び当該3歳に満たない子の心身の状況又は家庭の状況に起因して発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る意向を確認するための措置を講じなければならない旨を定める。

- (2) その他規定の整備

2 新旧対照表

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月文京区条例第4号）

改正後（案）	現行
第一条から第十六条の三まで（略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第九条の二 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成	第一条から第十六条の三まで（略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第九条の二 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成

立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第一項及び第三項、第九条の四第一項及び第三項、第十六条の三第一項並びに第十六条の六第二項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、要介護者(第十六条第一項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監

立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第一項及び第三項、第九条の四第一項及び第三項並びに第十六条の三第一項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、要介護者(第十六条第一項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監

護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第一項及び第三項、第九条の四第一項及び第三項、第十六条の三第一項並びに第十六条の六第二項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(子育て部分休暇)

第十六条の三 任命権者は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該職員の子その他規則で定める当該職員の子を養育するため、一日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第十六条の四 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に

護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第一項及び第三項、第九条の四第一項及び第三項並びに第十六条の三第一項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(子育て部分休暇)

第十六条の三 任命権者は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該職員の子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第十六条の四 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に

至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

第十六条の五（略）

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第十六条の六 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月文京区条例第八号）第十八条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置
- 二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 三 職員の育児休業等に関する条例第十八条第一項の規定による申出に係

至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

第十六条の五（略）

（新設）

<u>る子の心身の状況又は育児に関する 申出職員の家庭の状況に起因して当 該子の出生の日以後に発生し、又は発 生することが予想される職業生活と 家庭生活との両立の支障となる事情 の改善に資するものとして規則で定 める事項に係る申出職員の意向を確 認するための措置</u> <u>2 任命権者は、三歳に満たない子を養育 する職員（以下この項において「対象職 員」という。）に対して、規則で定める 期間内に、次に掲げる措置を講じなけれ ばならない。</u> <u>一 対象職員の仕事と育児との両立に資 するものとして規則で定める制度又は 措置（次号において「育児期両立支援制 度等」という。）その他の規則で定める 事項を知らせるための措置</u> <u>二 育児期両立支援制度等の請求等に係 る対象職員の意向を確認するための措 置</u> <u>三 対象職員の三歳に満たない子の心 身の状況又は育児に関する対象職員 の家庭の状況に起因して発生し、又は 発生することが予想される職業生活 と家庭生活との両立の支障となる事 情の改善に資するものとして規則で 定める事項に係る対象職員の意向を 確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第一項第三号又は前項第 三号に掲げる措置により意向を確認し た事項の取扱いに当たっては、当該意向 に配慮しなければならない。</u> 第十七条から第十九条まで （略）	第十七条から第十九条まで （略）
---	-------------------------

3 施行期日（付則）

令和 7 年 10 月 1 日